

## 郡山市高齢者スポーツ大会実行委員会負担金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、高齢者スポーツ大会を実施するための高齢者スポーツ大会実行委員会（以下「実行委員会」と言う。）に対して予算の範囲内で交付する負担金について、郡山市補助金等の交付に関する規則（昭和48年郡山市規則第18号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(交付対象及び負担金の額)

第2条 負担金は、実行委員会に交付するものとし、その額は、予算の範囲内で市長が定める額とする。

(負担金の交付申請)

第3条 実行委員会は、高齢者スポーツ大会の実施に要する事務費等の経費の負担金交付申請を行うときは、規則第4条に規定する補助金等交付申請書に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 事業計画書
- (2) 収支予算書
- (3) 実行委員会の組織、名簿等
- (4) その他市長が必要と認める書類

(負担金の交付の条件)

第4条 市長は、負担金の交付決定をする場合において、必要があると認められるときは、条件を付することができる。

(概算払)

第5条 市長は、必要と認めるときは、負担金を概算払の方法により交付することができる。

(実績報告)

第6条 実行委員会は、高齢者スポーツ大会終了後すみやかに、規則第14条に規定する補助事業等実績報告書に次に掲げる書類を添付して、市長に提出しなければならない。

- (1) 事業報告書
- (2) 収支決算書
- (3) その他市長が必要と認めて指示する書類

(会計帳簿等の整備)

第7条 実行委員会は、負担金に係る会計帳簿その他の書類を整備し、事業完了後5年間これを保存しなければならない。

附 則

この要綱は、平成25年8月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。